

大規模小売店舗立地法(法第8条第7項の公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第7項の規定による変更の届出があったので、同条第8項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年7月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町4丁目40番地の11	
大規模小売店舗の名称及び所在地	ヤマダ電機テックランド高松鶴市店 高松市鶴市町724番地1ほか	
変更しようとする事項	1 開店時刻	
	変更前	午前8時
	変更後	午前9時
	2 来客が駐車場を利用することができる時間帯	
変更前	午前7時30分から午後10時30分	
変更後	午前8時30分から午後10時30分	
変更理由	児童等の安全配慮に関し検討した結果、開店時刻を登校時に影響のない時間帯に変更することが最も妥当であると判断したため。	

2 届出年月日

平成19年7月11日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
縦覧期間	平成19年7月18日(水曜日)から同年11月19日(月曜日)まで